

KINKIDAIGAKU HŌGAKU

THE LAW REVIEW OF KINKI UNIVERSITY

July 2015

Vol. 63

No. 1

Contents

Articles

Juvenile Sentencing After Roper v. Simmons Shawn Huizenga (1)

Judicial Research

Zum Tatbestandsirrtum Hiroshi Kaneko (45)

Translation

Werner Beulke, Strafprozessrecht, 11. Auflage
(2010 C. F. Müller, Heidelberg) (4)
..... Katsuyoshi Kato and Norio Tsujimoto (75)

Dieter Medicus und Jens Petersen, Grundwissen zum Bürgerlichen Recht:
Ein Basisbuch zu den Anspruchsgrundlagen, 10. Auflage (Verlag Franz
Vahlen München, 2014) (1)
..... Kenzo Okawa and Yusuke Nishiuchi (189)

Guidelines for Manuscript Submission to the Law Review of Kinki University

THE LAW SOCIETY
OF
KINKI UNIVERSITY



近畿大学

OSAKA JAPAN

ISSN 0916-4537

近畿大学 法学

第63巻 第1号

論 説

Juvenile Sentencing After Roper v. Simmons..... Shawn Huizenga (1)

判 例 研 究

税関長の許可を受けずにダイヤモンド原石を輸入する意思で
禁制品である覚せい剤を輸入しようとした場合の罪責
(東京高判平成25年8月28日高刑集66巻3号13頁)
.....金子 博 (45)

翻 訳

ヴェルナー・ボイルケ著『ドイツ刑事訴訟法』(4)
..... (訳) 加藤克佳・辻本典央 (75)

ディーター・メディクス, イェンス・ペーターセン著
『ドイツ民法の基礎知識 請求権根拠に関する基本書』(1)
..... (訳) 大川謙蔵・西内祐介 (189)

近畿大学法学投稿規程

近畿大学法学会

(通巻第173号)

近
畿
大
学
法
学
会

近
畿
大
学
法
学

第
六
十
三
巻
第
一
号

二
〇
一
五
年
七
月

第62巻 第2号(通巻第171号) 目次

論 説

A New Approach to Juvenile Justice in the United States
..... Shawn Huizenga

規制改革と営業の自由
医薬品のインターネット販売訴訟を通して
.....池田晴奈

判例研究

「訴因の明示・特定性, 不適正訴因の補正」
最判平21・7・16刑集63巻6号641頁
.....辻本典央

翻 訳

ヴェルナー・ポイルケ著『ドイツ刑事訴訟法』(3)
.....(訳)加藤克佳・辻本典央

ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法
刑法適用法, ヨーロッパ刑法・刑事手続法,
国際刑法』(9・完).....(訳)加藤克佳・辻本典央
佐川友佳子・金子博
松倉治代

第62巻 第3・4号(通巻第172号) 目次

論 説

アメリカにおける裁判官弾劾制度と懲戒制度の展開と課題
21世紀初頭の事例分析土屋孝次

ザクセンシュピーゲルにおける裁判手続
.....稲元格

発達障害と刑法をめぐる諸問題小考.....神田宏

前科・別罪証拠の証拠能力.....辻本典央

[Enter into NP] の概念研究
認知言語学的アプローチ森山智浩

犯罪評価と要件事実
犯罪論と刑法学のあり方鈴木茂嗣

臨死介助における同一法益主体内の利益衝突について
推定的同意論および緊急避難論の序論的考察
.....山中敬一

アテネ学派と比較法
.....ヨアヒム・ヘルマン(訳)加藤克佳

路上喫煙防止条例による規制
横浜市路上喫煙訴訟を事例として
.....村中洋介

研究ノート

小学校外国語活動における目標文の口頭導入に
関する一考察
現状分析と補助教材開発の一案
.....田邊義隆

執筆者紹介(掲載順)

Shawn Huizenga (法学部政策法学科准教授)

金子博(法学部法律学科准教授)

加藤克佳(名城大学法学部教授)

辻本典央(法学部法律学科教授)

大川謙蔵(摂南大学法学部専任講師)

西内祐介(法学部法律学科准教授)

編集委員

委員長 諏訪野 大格
委員 稲元 陽
委員 辻 間和則
委員 野間 良一
委員 堀口

2015年7月15日印刷

2015年7月23日発行

編集人 近畿大学法学会

印刷所 近畿大学 管理部用度課
(出版印刷)

近畿大学法学部内
発行所 近畿大学法学会

東大阪市小若江3丁目4-1
電話(06)4307-3041
郵便番号 577-8502

近畿大学法学投稿規程

- 第1条 近畿大学法学は、近畿大学法学部および法学研究科における研究または教育の成果を発表する研究紀要である。
- 第2条 近畿大学法学は年4回発行する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 第3条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表の原稿は、この限りでない。
- 第4条 投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、判例研究・事例研究、翻訳、書評、資料およびその他編集委員会が適当と認めたものとする。
- 第5条 投稿原稿の掲載の可否は、編集委員会が決定する。
- 第6条 近畿大学法学に投稿できる者は、以下の各号に掲げる者とする。
- 1 本学法学部または本学大学院法学研究科の授業を担当する教員。
 - 2 本学大学院法学研究科博士後期課程に在籍する者。ただし、指導教員の推薦および全体会議の承認を必要とする。
 - 3 編集委員会が妥当であると判断し、全体会議で承認された者。
- 第7条 近畿大学法学に掲載される原稿の著作権は、著作者に帰属する。ただし、著作者は、当該原稿に係る複製権、公衆送信権および譲渡権の許諾を近畿大学法学会に与えるものとする。また、著作者は、近畿大学法学会が当該原稿の電子化・公開を委託する機関に対して、公衆送信権および複製権の許諾を与えるものとする。
- 第8条 近畿大学法学の編集は、編集委員会が担当する。編集に関わる事項については、上記投稿規程を踏まえ、編集委員会が別に定める。

附則 本規程は、2015年4月1日から施行する。

投稿・編集に関する問い合わせ先：editor@jus.kindai.ac.jp（編集委員会宛て）